

# 脳卒中になってから

## ～事例を通して～

もし脳卒中になつたら  
どんな問題が起こるのか?  
なにができるのか?

ここからは、くも膜下出血(脳卒中の代表的な病気の一つ)  
を発症した50歳男性が、  
発症した後に入院し、  
リハビリテーション(以下:リハビリ)を経て自宅退院、  
復職された例を元にお話をしていきます。

# 発症・入院 「夫が倒れた」



病院から、「ご主人が救急車で運ばれました」という電話があり、慌てて駆けつけると、「くも膜下出血です。手術をする必要があります。」という説明を受けました。

とにかく命だけでも!という思いで、手術をお願いしました。

その結果、命を取りとめてホッとしましたが、すぐに、担当医師から夫の後遺症についての説明がありました。

## 脳卒中の症状について

脳卒中とは、脳の血管が詰まったり、脳の血管が破れることで出血してしまう病気のことです。代表的なものとして、脳の血管が詰まる「脳梗塞（のうこうそく）」、脳の血管が破れる「脳出血」と「くも膜下出血」があります。脳卒中が起こると、主に次のような症状が起ります。

1. 麻痺：片側の顔や手、足の筋力が低下して動かせなくなる片麻痺などがあります
2. 言語症状：聞いた言葉の理解、読む、話す、書くなど言語の能力の一部または全部が失われる失語症や、声を出す時に使う神経が麻痺してしまい、うまく話せなくなる構音（こうおん）障害などがあります
3. 意識障害：意識がなくなったり、呼びかけに応じなくなったりぼんやりしてしまいます
4. 感覚障害：顔、手、足、体の感覚が鈍くなって、触られてもわからなくなります
5. 視覚障害：右目・左目それぞれの視野が右か左の半分しか見えなくなる半盲や、ものが二重に見える複視があります
6. 運動失調：麻痺がないのにふらついてうまく歩けなくなったり、手足の動きをうまく調節できなくて作業が思うようにできなくなります
7. 噫下障害えんげ：水分や食べ物を口の中に取り込んで、のどから食道・胃へと送り込む過程のどこかがうまくいかなくなります
8. 高次脳機能障害：新しいことを覚えることができないなどの記憶障害、一つの作業に集中できなくなるなどの注意障害、段取りを組んで効率よく作業をこなせなくなるなどの遂行機能障害、イライラを抑えることができずに些細なことで怒ってしまうなどの社会的行動障害の症状が起ります

現れる症状やその程度には個人差があり、上記以外の症状がみられることがあります。詳しい状態については担当医師に確認してください。

# 転院 「リハビリテーション病院へ転院」

担当医師から、状態が落ち着いたから、そろそろリハビリテーション（以下：リハビリ）病院で専門的なリハビリを受けましょうと言われました。

でも、どこでどうやって探せばいいのかわからないし、これからどれくらい入院しないといけないのか、入院費用が一体どのくらいかかるのかなど、いろんな不安が出てきました。



## 誰に相談すればいい？

いろんな不安が出てきた時には、まず担当医師や受け持ちの看護師に相談してみましょう。病院によっては利用できる制度（5 ページ参照）を紹介したり、説明をする専門のソーシャルワーカーがいるので、そこで相談することもできます。

## リハビリ病院では何をするの？

リハビリ病院では、歩いたり物を扱うなどの運動機能や日常生活動作の訓練、コミュニケーションや読み書きをする言語機能の訓練、覚える力を高めるなど認知機能の訓練を行います。その他に復職のために職場と業務の調整をするなど社会復帰に必要な支援も行っており、その方の目標によって内容も様々です。

# 医療費に関する制度について

## 国民健康保険 健康保険

### 【限度額適用認定証】 窓口：市町村役場・会社の健康保険組合など

自己負担した医療費のうち、限度額を超えた分が後日の請求で戻ってくる高額療養費制度があります。ただし、高額療養費制度では入院中は特に経済的な負担が大きくなってしまう為、入院中の病院窓口での負担を軽減するためにできた制度が限度額適用認定証です。

手続きをして発行された限度額適用認定証を医療機関支払い窓口に提示すると、初めから上限額までの支払で済みます。世帯の収入状況によって、上限額も分かれています。詳しくは各市町村窓口へお問い合わせください。

## 医療費自己負担の限度額 (H24.4.1 現在)

### ○ 70歳未満

	高所得世帯	一般世帯	低所得世帯
1ヵ月～3ヵ月	約 150,000 円	約 80,000 円	35,000 円
4ヵ月以降※	83,400 円	44,000 円	24,600 円

※上限一杯まで医療費を支払った月が3ヵ月あると、4ヵ月目から上限額が安くなります。  
回数ではなく月数で計算になります。

### ○ 70歳以上 (高齢受給者証・後期高齢者医療)

	高所得世帯	一般世帯	低所得 II	低所得 I
1ヵ月～3ヵ月	約 80,000 円	44,400 円	24,600 円	15,000 円
4ヵ月以降	44,400 円			

## 【その他の制度】

重度心身障害者医療費助成制度、健康保険組合独自の付加給付、生命保険による入院保障などがあります。また、障害種別により独自の医療費助成の制度を行っている市町村もあります。

# 退院

## 「自宅へ退院」

リハビリ病院で訓練を行い、一人で歩いたり身の回りの事がなんとか出来るようになりました。でも、うまく話ができなかつたり、すぐに忘れてしまつたり、まだ、以前の夫とは違います。

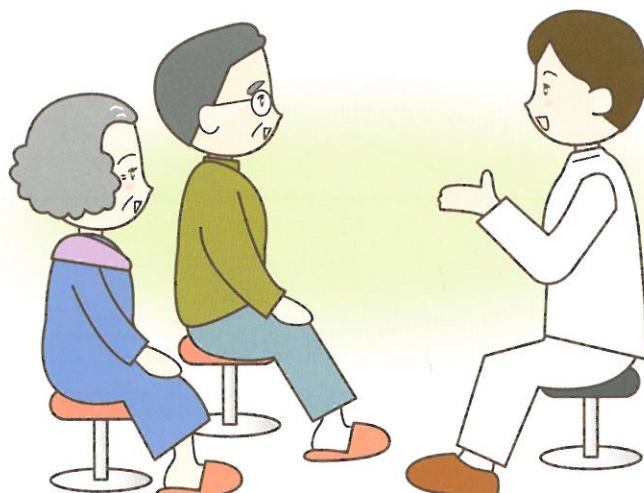
担当医師に「そろそろ退院しても大丈夫でしょう。」と言われましたが、うれしい気持ちとこれからの不安が混ざった複雑な気持ちになりました。

### 「退院後に利用できるサービスは」

自宅での介護が難しい場合には、自宅にスタッフが来て手伝ってくれるサービスがあります。ご本人の状態等によって利用できるサービスや回数が異なるので、不安なことがあれば、まずは退院前に病院でご相談ください。

### 「退院を勧められたけど、これ以上は良くならないの? 退院したらリハビリは終わりなの?」

後遺症の程度によっては退院後もリハビリを継続する必要があります。また、退院後に寝たきりにならないように予防することも大切です。リハビリを継続したり、日常生活の中でいろいろな取り組みを行うことによって後遺症は改善していきます。



## これからの生活で使える制度やサービスについて

### 介護保険制度

窓口：市町村役場

ヘルパー、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、福祉用具の購入費用助成・レンタル、住宅改修費用の助成、など様々なサービスがあります。

その方の状況に応じて利用できるサービス量が変わるため、今どろぐらい介護が必要な状況か市町村役場へ申請し、調査・認定を受ける必要があります。

### 身体障害者手帳

窓口：市町村役場

手足の麻痺や言語障害（失語）などの障がいが残った場合、障がいの程度により、身体障害者手帳の対象となります。申請には診断書や写真が必要になります。

手帳を所持していると、障がい名や等級により受けられるサービスに違いはありますが、各種税金や公共料金の優遇（控除や減免）、公営住宅入居の優遇、障害者法定雇用率適用、携帯電話の割引、公共交通機関の運賃割引などなど様々なサービスが利用できます。

### 障害者自立支援法

窓口：市町村役場

身体・知的・精神の障がい種別に関わらず、障がいの程度やニーズによって利用できるサービスが選択できます。ただし、サービス利用にあたっては市町村担当者から、障がいがどの程度の状態にあるのか調査・認定を受ける必要があります。申請にあたり障害者手帳の所持が原則（身体障がい者は必須）ですが、精神障がい者は障がいを証明する診断書があれば申請が可能です。身体障がいを伴わない高次脳機能障がい者は精神障がい者として申請が可能です。ヘルパーや施設入所、補装具費の支給や作業所での活動などのサービスがあります。

### 障害年金

窓口：市町村役場・年金事務所

病気やけがで障がいが残り、日常生活や仕事に支障が出てきた場合に対象となります。障がいの程度に応じて2カ月に1度年金が支給されます。受給開始にあたり、担当医師の意見書が必要になり（障がいの程度が定められた等級に該当するか）、障がい固定日、納付要件など様々な条件がありますので、担当窓口や担当医師、病院の相談員などにご相談ください。

# 復職

# 「仕事復帰に向けて」

退院前に病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネージャーと相談して決めたサービスを使うことで、日常生活が落ち着いてきました。

生活に慣れてくると、夫は「仕事を戻りたい。」という話をするようになりました。確かに、調子もよさそうだし、元々仕事が好きだった人だし、経済的なことを考えると少しでも働いてもらえると助かるんだけど…。



## 「利用できるサービスは」

市町村役場や次のページに載せてある機関等に相談することで就労するための訓練を受けることができます。また、実際に働き始めてからも、職場に適応するための支援をするジョブコーチなどが利用できる場合があります。

## 「まだ、働くのは不安なんですが」

まだ一般就労が難しい場合には、お菓子作りや、パソコンを使った印刷物の作成、木工細工やアロマキャンドルなどの工芸品の生産活動を通じて、生活や作業の訓練を行う施設で働きながら一般就労を目指すこともできます。

このサービスを利用するためには市町村役場での申請手続きが必要になります。

# 復職時に使える制度やサービスについて

## 相談先

- **公共職業安定所（ハローワーク）**  
求職登録・職業相談・障害者対象の就職面接会
- **岩手障害者職業センター**  
職業評価・ジョブコーチ・職業準備支援など
- **障害者就業・生活支援センター（県内9カ所）**  
職業相談・就職支援・生活に関する助言など

## 就労を目指すときに利用できる福祉サービス

- **就労移行支援** 窓口：各市町村役場  
障害者自立支援法によるサービスの一つです。施設において就職を希望される方に対し、一定期間、作業活動等を通して就職に必要な訓練を行い、就職への支援を行います。
- **就労継続支援** 窓口：各市町村役場  
障害者自立支援法によるサービスです。施設等において一般就労が難しい方に働く場を提供し、知識や能力向上の為に必要な訓練を行います。
- **職場適応訓練** 窓口：ハローワーク  
実際の職場で仕事をしながら訓練を行い、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施されます。訓練終了後はその職場で雇用してもらう事を期待して実施される制度です。
- **トライアル雇用** 窓口：ハローワーク  
仕事に対する適性や能力を見極め、その後の就職への移行や雇用のきっかけとする為、就職が困難な求職者を試行的に短期間（3ヶ月間）雇用してもらう制度です。

### ○ 職業準備支援 窓口：岩手障害者職業センター

作業室に一定期間通い、就労に必要な基本的な労働習慣や職業に必要な知識を身につける為の作業訓練や講習会を行います。

### ○ ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援

窓口：岩手障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター

支援者が職場に出向き仕事の円滑な進め方の提案や職場内での人間関係づくり等について支援します。

## 高次脳機能障害と就労について

脳卒中の後遺症の一つである高次脳機能障害は、麻痺などの身体的な症状と異なり外見からは判断できないので、少し関わっただけでは障がいがあることに気づかないことがあります。軽い障がいの場合は普段の生活には大きな支障がないのに、いざ、仕事を始めてやることが増えると途端にミスが増えたり、ちょっとしたことでイライラしてしまうなど、限定された場面でのみ症状が表に現れることもあります。しかし、普段の関わりの中では症状が見えないことから、「あいつはできるのにやらない」などという誤解を受けやすいことがあります。また、感情をうまくコントロールできない場合、人間関係がうまくいかないこともあります。麻痺もないし、持っている能力も高いのに高次脳機能障害があることで就労が難しくなることがあります。

しかし、高次脳機能障害が残ったとしても、本人に合った仕事を探したり、症状の程度や疲れ具合に合わせて就労時間や作業量を調整していくなど、職場の理解や協力があれば、就労に結びつくこともあります。

通院している病院以外にも、前のページに挙げているように就労時に利用できる機関や制度があり、サポートを受けることが可能です。本人の状態を理解している担当医師や病院のソーシャルワーカーと相談してみると良いでしょう。